

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら第27準備書面

(性的マイノリティに対するスティグマの影響)

2023(令和5)年9月21日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	上 杉 崇 子
同	寺 原 真希子
同	大 崎 茉 耶
同	北 條 友里恵
同	沢 崎 敦 一
	ほか

目次

第1 はじめに

第2 性的マイノリティに対しスティグマ一般が与える影響

1 はじめに

2 原告ら性的マイノリティが抱えるスティグマとその影響

3 行動疫学調査から判明した性的マイノリティに対するスティグマ
の影響の数量的実態

4 差別感情の悪循環

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

5 まとめ

第3 現行の法律婚制度からの排除が、性的マイノリティに対するスティグマの大きな要因になっていること

1 はじめに

2 性的マイノリティの存在が社会的に「ないもの」として扱われること

3 本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除していることにより原告らが受けたスティグマの具体例

4 まとめ

第4 現行の法律婚制度からの排除によるスティグマ解消に向けた婚姻制度による社会的承認の必要性

1 スティグマ解消のためには法律をはじめとする社会的システムの中での対応が不可欠であること

2 現行の法律婚制度からの排除によるスティグマの解消には、現行の法律婚の享有主体性を法律上同性のカップルにも認める以外の選択肢がないこと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

第1 はじめに

本訴訟で原告らは、原告ら法律上同性のカップルに婚姻を認めず、家族としての保護すら与えない本件諸規定（現行の法律婚制度を規律する民法及び戸籍法の諸規定をいう。以下同じ。）が憲法24条1項、同2項、憲法14条に反すると主張している。いずれの主張も、シスジェンダーの異性愛者かどうにかかわらず、望む相手と親密な関係を築き、その関係が婚姻という制度により社会的に承認されることが人の人格の核心にかかわる重要な事項であり、公的な制度によりそのような関係を保護し、ふさわしい承認を与えることが「個人の尊重」（憲法13条）及び「個人の尊厳」（憲法24条2項）の原理から要請されることを基軸としている。

現在、法律上同性のカップルは、本件諸規定により現行の法律婚制度から排除されており、婚姻した法律上異性のカップルと同等の社会的承認を得ることができない。本件諸規定による現行の法律婚制度からの排除は、トランスジェンダー、同性愛者などの性的マイノリティに対する一般的な差別意識と相まって、法律上同性のカップルの関係が社会的に認められないもの、法律上異性のカップルよりも劣後するものという強烈な差別意識を生みだし、社会においてそのような差別意識を空気のように充満させている。その結果、家族や友人、職場の同僚などによほどの理解がない限り、性的マイノリティは、その望む相手（法律上同性のパートナー）と親密な関係を築き共に生きていくこと自体を拒絶される、あるいは歓迎されないという事態に直面し、苦悩する。

社会に空気のように充満した差別意識は性的マイノリティという属性に対する負のイメージ（スティグマ）を醸成する。そして、スティグマは、性的マイノリティの人格的生存の重大な脅威となり、性的マイノリティ当事者に精神的苦痛を生じさせる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

このような人格的生存を脅かすスティグマは性的マイノリティ当事者及び社会にとって有害無益なものであり、直ちに解消されなければならない。

スティグマ解消のためには、本件諸規定を改正し、法律上同性のカップルにも現行の法律婚制度の享有主体性を認めることが不可欠である。そのことは「個人の尊重」(憲法13条)及び「個人の尊厳」(憲法24条2項)の原理からの要請でもある。

以下では、まず、性的マイノリティが多数派であるシスジェンダーの異性愛者と異なる性的指向又は性自認という属性に伴うスティグマによりその生存に著しい支障をきたしていることを述べ(以下、第2)、次いで、本件諸規定が法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除していることが、性的マイノリティに対するスティグマの大きな要因になっていること(以下、第3)、本件諸規定による現行の法律婚制度からの排除がもたらすスティグマの解消のためには、本件諸規定を改正し、法律上同性のカップルにも現行の法律婚制度の享有主体性を認めるほかになく、それが、憲法24条1項、同2項及び憲法14条1項の要請であること(以下、第4)について述べる。

第2 性的マイノリティに対しスティグマ一般が与える影響

1 はじめに

スティグマとは、偏見や差別の対象となる属性に伴う負のイメージを意味する言葉である。そして、象徴的に負のイメージとして意味づけられたカテゴリーに属するとされた者は、そのことを理由として差別の対象となってしまう。

性的マイノリティの場合、多数派であるシスジェンダーの異性愛者と異なる性的指向又は性自認という属性に伴う負のイメージによって差

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

別の対象となる。

スティグマは、当該属性のみを理由に避ける・無視するといった拒否的な態度や、属性のみを理由に馬鹿にし、劣ったものとして扱う態度、ヘイトスピーチ等、様々な形で発露し、性的マイノリティ当事者に精神的苦痛を生じさせる。

また、社会生活の中でスティグマにさらされ続けることで、性的マイノリティ当事者自身が、スティグマを内在化させ、強い心理的ストレスを抱えることもある(甲A434第322頁)。内在化されたスティグマは、性的マイノリティ当事者のアイデンティティの分離・否定を生じさせ、孤立感や自己憎悪をもたらし、性的マイノリティ当事者の感情を混乱状態に置き続け、究極的には主観的な幸福感に害を与える。(甲A434第321～323頁)。

2 原告ら性的マイノリティが抱えるスティグマとその影響

1で述べたことは、弁護団が実施したアンケート調査(その概要については原告ら第11準備書面14頁から20頁、甲A289を参照)に加え、原告らの陳述書での以下のような供述からも裏付けられる。

(1) 自身の性的指向・性自認を自覚することによる不安、戸惑い

原告らを含めた性的マイノリティ当事者には、社会内のスティグマ又は自身に内在化していたスティグマの影響で、自身の性的指向・性自認を自覚することで、不安や戸惑いを覚える者が多くいる。

(以下、記載省略)

(2) 周囲に打ち明けられない苦しみ

社会内の性的マイノリティに対するスティグマの影響で、差別や偏見

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

の対象となることをおそれ、周囲に自身の性的指向・性自認を打ち明けられない苦しみを抱えることもある。

(以下、記載省略)

(3) 周囲からの迫害・拒否的反応

スティグマは、性的マイノリティに対する拒否的反応・嫌がらせといった形で発露することもあり、性的マイノリティ当事者に精神的苦痛を与えたり、当事者の社会生活を阻害するといった不利益を生じさせる。

(以下、記載省略)

(4) 家族にすら自分のセクシュアリティを打ち明けることのできない苦しみ

マイノリティに対する差別はその属性が少数派であればいかなる程度・範囲においても存在する。この場合、いわゆる国籍差別や民族差別においては、家族という単位は同じ「マイノリティ」側に属し、互いに支え合って生きることが出来る。しかし、性的マイノリティ当事者は、家族の中でもマイノリティに属することになる。

スティグマの存在から、自身のセクシュアリティを家族へ打ち明けた場合にこれを認めてもらえないのではないかと、家族としての関係を否定されるのではないかとといった不安を抱き、自身のセクシュアリティを知られないように自己を隠して生きなければならないという苦しみを抱える性的マイノリティ当事者もいる。

(以下、記載省略)

(5) 打ち明けた相手から拒絶されることの絶望感・孤立

性的マイノリティが勇気を出して自身の性的指向・性自認を他者に打

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

ち明けても、打ち明けた相手が性的マイノリティに対するスティグマを有していたために拒絶され、傷つき、絶望することも少なくない。また、打ち明けた他者からの拒絶の経験を経て、再び傷つくことをおそれ、自身の性的指向・性自認を隠そうと、周囲から孤立すること性的マイノリティも少なくない。

(以下、記載省略)

(6) 周囲から拒絶されることによる自己否定

社会に自身が受け入れられない、本来の自身を打ち明けることができないという空気(スティグマ)に曝され続けることで、自身のセクシュアリティを否定し、そのような(性的指向を抱く)ことは誤りである、否定されるべきことであるというように、敢えて自己否定することによって自身を守ろうとする性的マイノリティ当事者も多く存在する。

さらに、性的マイノリティ当事者自身がスティグマを内在化させ(すなわち、社会に存在する負のイメージや差別意識を内面化させ)、心理的ストレス等を抱えるといった現象が生じる場合もある。

(以下、記載省略)

(7) 周囲の無理解と自身が「普通であること」を周囲に示し続けなければならない苦痛

スティグマによって生じる周囲の無理解に苦しみ、差別や偏見の対象とならないために、「普通であること」を周囲に示し続けようとして生じる苦痛もある。

(以下、記載省略)

(8) 小括

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

以上のおり、原告らを含めた性的マイノリティ当事者は、子ども時代から現在に至るまで、日常生活の中で様々なスティグマによる影響を受けてきた。

これらスティグマによる影響で、性的マイノリティ当事者は自分らしく生きること、すなわち自己の性的指向・性自認を否定されずに日常生活を営むことを阻害され、心理的ストレスにさらされている。そして、この心理的ストレスはスティグマが解消されない限り継続的に生じ続け、性的マイノリティ当事者の人格的生存への重大な脅威となる。

3 行動疫学調査から判明した性的マイノリティに対するスティグマの影響の数量的実態

スティグマの影響で性的マイノリティの生存に著しい支障をきたしていることは、長年、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業（現・エイズ対策政策研究事業）の研究代表者を務めた宝塚大学の日高康晴教授による行動疫学調査からも裏付けられる。日高教授は、20年以上前の1998年から性的マイノリティを対象にして様々な行動疫学調査を実施してきた。その行動疫学調査結果の概要は次のとおりである。

(1) 行動疫学調査結果の概要

ア 教育現場における同性愛についての情報提供の態様

ゲイ・バイセクシュアルの男性当事者が教育現場で同性愛についてどのような情報提供をされてきたのかについて、日高教授は同じ集団を対象に1999年および2014年の2回（有効回答数20,821人）調査を実施した。

学校で同性愛について「一切習っていない」と回答した割合は、19

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

99年調査では全体の71.0%、2014年調査では61.4%であり、「異常なものとして習った」と回答した割合は、1999年調査では7.3%、2014年調査では5.7%、「否定的情報」と回答した割合は、1999年調査では12.9%、2014年調査では20.0%、「肯定的情報」と回答した割合は、1999年調査では7.9%、2014年調査では7.0%であった(甲A389第5頁)。

この結果について日高教授は「1999年から15年の歳月を離れた2014年の調査結果においても全体の9割弱が教育現場で同性愛について不適切な情報提供や対応をされており、異性愛以外の性的指向を取り巻く教育環境は抜本的に変化していないと言えるだろう。」(甲A389第5頁)と述べる。

イ いじめ被害経験

日高教授が2016年に実施した調査では、ゲイ男性の58.5%、バイセクシュアル男性の53.2%に、小中高のいずれかでいじめ被害経験があった(甲A389第5頁、図2、図3)。

日高教授は、「社会内で形成され内面化された『男らしさ・女らしさ』といった価値観と少しでも異なる性別表現(言葉遣いやしぐさ、色の好みや服装等)があれば、子どもの人間関係においてそこを見逃さず、いじめの発生へとつながっている。(甲A389第5頁)」と指摘する。

ウ 自殺未遂の生涯経験率・自殺未遂リスクの高さ

1999年に実施した調査では、1999年当時、ゲイ・バイセクシュアルの男性当事者のうち15.1%に自殺未遂経験があることが確認され、2005年に実施した調査でも同集団対象の自殺未遂経験率は14%と高率のままであった(甲A389第6頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

また、日高教授が2001年に厚生労働省エイズ対策研究事業の一環として実施した、性的指向を分析軸に若者の自殺未遂に関連する要因を検証した調査では、異性愛者ではない男性の自殺未遂経験率は、異性愛男性と比べて5.98倍高いことが確認された(甲A389第6頁、図6)。

さらに、日高教授は特筆すべき点として、カミングアウトの人数が増える程自殺未遂リスクが高まっていることを指摘し、カミングアウトした相手からの拒絶や周囲の人に言いふらされてしまったといった経験が関連してのことであろうと推察している。

エ メンタルヘルス・自傷行為

2014年に実施した調査では、ゲイ・バイセクシュアル男性のメンタルヘルスについて、抑うつや不安の心理尺度であるK6¹を用いて調査を行った。上記調査では、点数の合計が5点以上となる場合、回答者の心身の不調が示唆されるが、点数が5点以上となった回答者であるゲイ・バイセクシュアル男性の割合は全体で52.9%となり、「メンタルヘルスの不調がどの年齢層においても顕著であった」ことが報告されている(甲A389第9頁)。

また、2019年に、ゲイ・バイセクシャル男性のみならず、LGBTQ当事者全体を対象として、そのメンタルヘルス状況について再度K6を用いて調査を実施したところ、陽性群と重症群を合わせた割合は全体で63.5%という結果となった(甲A389第9頁)。

首都圏男子中高生の自傷行為経験率は7.5%であるところ、201

¹ 点数が高くなるほど精神的な問題がある可能性が示される心理尺度。5点以上を心理的ストレス反応相当、9点以上を気分・不安障害相当、13点以上をメンタルヘルス症状の重症群と判断することが多い。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

6年の調査では、10代のゲイ男性の自傷行為経験率は16.9%、バイセクシュアル男性の自傷行為経験率は15.3%と、首都圏男子中高生の自傷行為経験率の2倍以上であることが明らかになった。レズビアンやトランスジェンダーの自傷行為経験率はさらに高く、10代レズビアンにおいては47.8%、バイセクシュアル女性では42.1%、トランス女性(MTF)42.9%、トランス男性(FTM)50.0%であった(甲A389第6頁、図4)。

オ カミングアウト率

2014年調査では、社会的な差別や偏見を背景に、ゲイ・バイセクシュアル男性の親への性的指向のカミングアウト率は19.2%と低率であった。2019年調査においても、ゲイ男性23.4%、バイセクシュアル男性9.4%と、低率のままであった(甲A389第8頁)。

(2) 上記調査は国に報告されていること

日高教授の上記調査の大半は厚生労働科学研究費補助金によるもので、一連の研究成果は国などが設置する研究成果発表会での発表や研究報告書を通じて厚生労働省に報告されている(甲A389第3頁)。

また、2012年4月、日高教授は当時与党であった民主党の国会議員と、内閣府、厚生労働省、文部科学省などの担当者が出席する自殺対策総合大綱5年目の見直しのための検討会で、ゲイ・バイセクシュアル男性を対象にした調査結果などを報告し、自殺未遂リスクの高い集団として、同集団を盛り込む必要性を提言した(甲A389第3頁)。

(3) 社会状況の変化による自殺未遂リスクの変化

日高教授は、マスコミにおけるLGBTQに対する好意的あるいは少

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

なくとも中立的な情報の量が増加した時期に関し、東京オリンピック開催の機運が高まっていた頃の2014年12月にオリンピック憲章の「いかなる種類の差別も受けることなく差別を受けることがなく」といった文脈に人種や性別に並行する形で性的指向が盛り込まれたこと、2015年4月の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」と題する文部科学省通知や、同年11月の東京都渋谷区と世田谷区のパートナーシップ制度の導入されたことを踏まえ、「2015年以降と思われる」(甲A389第8頁)と指摘する。

しかし、その翌年の2016年調査でも「異性愛男性の自殺未遂リスクを1とすると、それに比して異性愛女性の自殺未遂リスクはほぼ同程度であり、レズビアンは3.3倍、ゲイ2.6倍、バイセクシュアル男性2.3倍、バイセクシュアル女性3.4倍、トランス女性4.2倍、トランス男性4.8倍、MTX3.2倍、FTX3.3倍、その他のセクシュアリティの男性2.9倍、その他のセクシュアリティの女性2.7倍」(甲A389第7頁)との結果となった。

すなわち、2001年調査において異性愛男性と比較して5.98倍と示されたゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは、15年を経て、社会状況の変化により性的マイノリティが可視化され、性的マイノリティに対して好意的あるいは少なくとも中立的なマスコミにおける情報量が増加するようになってもなお、異性愛男性に比してゲイ男性で2.6倍、バイセクシュアル男性で2.3倍の高さであることが確認されたのである。

その背景として、2016年調査で「職場や学校でセクシュアルマイノリティに対して差別的な言動を聞いた経験は全体で71.6%であり、極端な地域差や年齢差はなく、どの地域や年齢層においても、ほぼ同程度に差別的な言動を見聞きする経験があった。」(甲A389第8頁)と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

報告されており、性的マイノリティ当事者がカミングアウトをすることが困難な状況が示されている。

(4) 小括

以上のとおり、上記調査結果から、社会状況の変化により性的マイノリティの自殺未遂リスクが相対的に減少してはいるものの、法律を含む社会制度の根本的な変化がないため、性的マイノリティの生きづらさの一因であるスティグマが今なお根強く残存し、解消には至っていないことが示された。

4 差別感情の悪循環

これまで、一般市民や公人である議員からも、性的マイノリティに対する差別発言が発せられてきた（原告ら第6準備書面10～15頁、甲A221、222、223、224、227、228、229、230、232）。例えば、2015年11月末には神奈川県海老名市議が同性愛者を「生物の根底を変える異常動物」とSNSに投稿し、2021年5月には、「性的指向及び性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」についての自民党の会合内で「道徳的にLGBTは許されない」等の差別発言がされた。

これらの性的マイノリティに対する差別発言は、性的マイノリティの尊厳を傷つける。また、それだけでなく、このような差別発言が繰り返されることで、性的マイノリティは、自身の性的指向・性自認が明らかになれば、好奇の目にさらされ、自身の存在を否定する言動に曝される危険があると考え、自身の性的指向・性自認を隠して生きていかざるをえなくなる（甲A434第321頁）。

そして、性的マイノリティが自身の性的指向・性自認を隠して生きて

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

いくことで、社会の中ではますます性的マイノリティの存在が不可視化され、「異質なもの」「社会的に認められない誤ったもの」「異性愛者よりも劣るもの」といった性的マイノリティに対するスティグマの再生産・助長・固定化という悪循環が生ずる。

このことは、本訴訟の原告らのように、実際に権利の実現に向けて声を上げた当事者に対して浴びせられた「異常者は分を弁え、社会規範に従って生きるべき」(甲A230第9頁)、「見せしめに同性愛者を片っ端から逮捕して懲らしめるべき」(甲A232第9頁)等のコメントの存在からも裏付けられる。

5 まとめ

原告らの供述や日高教授による行動疫学調査の結果から明らかなおとおり、スティグマは性的マイノリティの人格的生存に甚大な影響を与えている。

また、スティグマの影響をおそれて性的マイノリティが自身の性的指向・性自認を隠して生きていくことで、ますます性的マイノリティは社会内で不可視化され、「異質なもの」、「社会的に認められない誤ったもの」、「異性愛者よりも劣るもの」というスティグマの再生産・助長・固定化の悪循環が生じる。

そして、性的マイノリティに対するスティグマを再生産・助長・固定化させる大きな要素の一つとして、現行の法律婚制度からの排除がある。後述のとおり、現行の法律婚制度からの排除は、法律上同性のカップルに対する「社会に承認されるに値しない、異常で劣ったもの」というスティグマを社会に根付かせ、性的マイノリティの尊厳を傷つけ、その人格的生存を脅かしている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

第3 現行の法律婚制度からの排除が、性的マイノリティに対するスティグマの大きな要因になっていること

1 はじめに

第2で述べたとおり、性的マイノリティは、多数派であるシスジェンダーの異性愛者と異なる性的指向又は性自認という属性に伴う負のイメージによって差別の対象となっており、様々な形で発露するスティグマの影響でその生存に著しい支障をきたしている。

その中でも、本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除し、婚姻している法律上異性のカップルと同等の社会的承認を与えないこととしていることは、性的マイノリティである法律上同性のカップルに対する「社会に承認されるに値しない、異常で劣ったもの」であるというスティグマを社会に根付かせ、助長・固定化させる、大きな要因となっている。その結果、性的マイノリティの尊厳が傷つけられ続けているのである（訴状74～76頁）。

以下、本件諸規定が法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除していることにより、スティグマが助長・固定化されること及びその影響の具体的内容について述べる。

2 性的マイノリティの存在が社会的に「ないもの」として扱われること

法律上同性のカップルは現行の法律婚が認められないことは、その関係が法的な保障を受けず、社会に公示されることがない、「存在しない」ものとして扱われることを意味する。

そのことを如実に示す例として、国勢調査における法律上同性のカップルの取扱いがあげられる。国勢調査は5年に1度実施され、直近では、2020年9月14日から10月7日の期間、実施された。同調査は、子育て支援施策、高齢者福祉対策、防災計画の策定、都市交通計画の策

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

定など様々な行政上の施策の決定に利用されるものであり、そのために世帯の構成(単独世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子どもから成る世帯等の比率)、未婚率、年齢別労働力率等を調査するものである。

法律上同性のカップルの法律婚推進団体の調査により、上記国勢調査において、法律上同性のカップルの存在が反映されない構造になっていることが明らかとなった。すなわち、国勢調査では世帯主と同じ世帯に住む人との「続き柄」を答えるところ、法律上異性のカップルの世帯員を「配偶者」と答えた場合、内縁・事実婚の男女カップルであっても、「夫婦」と集計されることとなる。他方、法律上同性の世帯員を「配偶者」と答えた場合、別の選択肢である「他の親族」として集計されることとなり、法律上同性のカップルは婚姻関係として数えられないのである。これに対して性的少数者の権利向上を目指す各種団体が共同で法律上同性のカップルを調査対象として集計・発表するよう要望書を出したが(甲A444号証)、結局、その要望は受け入れられず、国が具体的な対応をとることはなかった。

このように、本来国民の実態を調査すべき国勢調査においても法律上同性のカップルの存在はいかにその実態が内縁・婚姻関係と同一であっても認識されず、施策決定においてその存在を無視されている。

すなわち、実際には社会に存在している法律上同性のカップルの生活実態を、施策決定といった国民生活に直結する事項の判断において、国は認識すらしようとしていないのである。

このような法律上同性のカップルの存在を無視する国の態度は、性的マイノリティに対する「社会に承認されるに値しない」というスティグマを助長・固定化させる。

3 本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除し

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

ていることにより原告らが受けたスティグマの具体例

本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除していることにより原告ら性的マイノリティは様々なスティグマの影響を受けている。

(1) 周囲からの迫害・拒否的反応

第2、2、(3)でも述べたとおり、スティグマは、性的マイノリティに対する拒否的反応・嫌がらせといった形で発露することもあり、性的マイノリティ当事者に精神的苦痛を与えたり、当事者の社会生活を阻害するといった不利益を生じさせるが、これは、本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除していることとの関係でも生じる。

(以下、記載省略)

(2) パートナーとの関係性を周囲に明かせない苦しみ

スティグマの影響で、差別や偏見の対象となることをおそれ、周囲に自身の性的指向・性自認を打ち明けられない性的マイノリティ当事者の中には、パートナーとの関係性を周囲に明かせないことで、精神的苦痛を抱えたり、必要な支援を受けられずに苦しむこともある。

(以下、記載省略)

(3) パートナーとの関係を周囲から認められない苦しみ

法律上同性のカップルに対する無理解や偏見(スティグマ)により、パートナーとの関係を周囲から認めてもらえず、孤立したり、精神的苦痛を抱く性的マイノリティ当事者もいる。

(以下、記載省略)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

(4) 内在化されたスティグマによる苦しみ

第2の2でも述べたとおり、性的マイノリティ当事者自身がスティグマを内在化させ（すなわち、社会に存在する負のイメージや差別意識を内面化させ）、心理的ストレス等を抱える現象もまた、スティグマによって生じる不利益の一つであるが、これは、本件諸規定が現行の法律婚制度から法律上同性のカップルを排除していることとの関係でも生じる。

(以下、記載省略)

4 まとめ

本件諸規定が法律上の同性カップルを現行の法律婚制度から排除していることは、性的マイノリティである法律上同性のカップルに対する「社会に承認されるに値しない、異常で劣ったもの」であるというスティグマを社会に根付かせる大きな要因となっている。そして、現行の法律婚制度によって、法律上同性のカップルに対するスティグマが社会に根付くだけでなく、助長・固定化され続けることで、性的マイノリティ当事者の平穏な日常生活の維持が阻害され、性的マイノリティ当事者に精神的苦痛を生じさせる。

以上のとおり、上記スティグマによって生じる様々な不利益により原告らを含めた性的マイノリティ当事者の人格的生存が脅かされており、「個人の尊厳（憲法13条）」が侵害され、憲法24条1項、同2項、憲法14条に反する状態にある。

第4 現行の法律婚制度からの排除によるスティグマ解消に向けた婚姻制度による社会的承認の必要性

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

1 スティグマ解消のためには法律をはじめとする社会的システムの中での対応が不可欠であること

では、スティグマ解消のためにどのような措置が必要なのだろうか。

この点に関し、前述の日高教授は、「性的指向と性自認の多様性が認められないばかりか、法律によっても保護されておらず、平等な扱いが確保されることなく差別的取り扱いが看過されていることは改めて言及するまでもない事実である。筆者が20年に渡り実施してきた一連の調査から示されるLGBTQの当事者が直面する生きづらさを軽減させるためには、法律をはじめとする社会的システムの中に異性愛以外の性的指向を肯定的に捉えていくこと、異性愛者と平等な扱いをしていくこと、多様な性自認の有り様を尊重していくこと、これらの取組と周知を繰り返し行っていくことである。法の整備を通じてこれらの課題を国民に啓発することが叶い、意識を変容させ新たな価値観と規範を涵養していくことを通じて、多様性を尊重する社会の実現に寄与するであろう。」(甲A389第9頁)(下線太字は原告ら訴訟代理人による)と、性的マイノリティの生きづらさ・社会生活上の不利益を解消するためには、法律をはじめとする社会的システムの中で性的マイノリティをマジョリティと平等な扱いを保障することが必要であると述べる。

2023年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が成立した。同法第1条は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状に鑑みた上で、国民の理解を増進し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。このように、立法府を含む国も性的マイノリティに対する社会の理解が十分でないこと、すなわち、性的マイノリティへのスティグマが社会に根強く残っていることを認識している。また、同法4条では国の責務として「性的指向及びジェ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」と定めており、このことから、法律をはじめとする社会的システムの中で性的マイノリティに対するスティグマを解消させていくことが国の重大な責務であることが明らかである。

また、憲法学の大家である安西文雄教授は、法律や政府の行為には「物的側面」、すなわち特定の属性の人々に対して権利利益が与えられない、という側面のみならず、「表現的側面」、すなわちその特定の属性の人々には劣等であるというスティグマを押し付けることにより心理的な害悪を蒙らせる側面があると指摘する（甲A360号証）。

一定の属性に関する法規範の誤りが社会における当該属性への差別意識を受容・醸成することは、婚外子相続分差別違憲決定（最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁）およびかつての合憲決定（最大決平成7年7月5日）にふされた反対意見でも指摘されている。婚外子の相続差別を合憲とした最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁では、「非嫡出子の法定相続分をそれぞれ二分の一と定めていることは、非嫡出子を嫡出子に比べて劣るものとする観念が社会的に需要される余地をつくる重要な一原因となっている」との反対意見が付された（中島敏次郎裁判官ほか4裁判官によるもの）。また、婚外子の相続差別を違憲と判断した前掲最大決平成25年9月4日は、嫡出子と非嫡出子との相続分に差異を設ける民法の規定の「存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねない」ことも考慮した上で、かかる区別には合理的根拠が存在しない旨判断している。

以上のとおり、一定の属性に関する法規範の誤りを放置することは、法的権利利益を与えられないという不利益を生じさせるだけでなく、一定の属性に対する社会内のスティグマを助長・強化させる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

そして、法規範の誤りが是正されないことは、一定の属性に対するスティグマを公権力が肯定しているというメッセージを発する。このようなメッセージが公権力から発せられている環境下では、より強くスティグマが社会に根差し、誤った法規範を民主的過程（多数決）の中で是正することがますます困難になって、よりスティグマが助長・強化されるという悪循環に陥る。

また、一定の属性に対するスティグマを公権力が肯定するメッセージを発すると、一定の属性を有する者やその支援者ら個人の努力では強化されたスティグマに対抗できず、民主的過程を通じてスティグマを解消することが著しく困難になる。

一定の属性に関する法規範の誤りが是正されれば、少なくともスティグマの助長・強化は停止されるため、スティグマ解消に向けて一定の効果が期待できる。また、法規範の誤りが是正されることで、一定の属性に対する負のイメージ（スティグマ）を公権力が否定することになる。

そして、公権力が一定の属性に対するスティグマを否定し、スティグマ解消に向けた個人レベルでの働きかけも肯定されることで、はじめて、民主的過程を通じて社会内のスティグマを解消することができる。

このため、個人レベルでの働きかけも、スティグマ解消のために必要な要素ではあるものの、法律をはじめとする社会的システムの中での対応が、根本的なスティグマ解消のために不可欠となる²。

² スティグマの解消のため、法律をはじめとする社会システムの中での対応をとっている例として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」がある。また、性別を理由とする差別解消の観点からは「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

2 現行の法律婚制度からの排除によるスティグマの解消には、現行の法律婚の享有主体性を法律上同性のカップルにも認める以外の選択肢がないこと

原告ら法律上同性のカップルと法律上異性同士のカップルの生活実態に差異はない(原告ら第18準備書面12～16頁、原告ら第19準備書面4～9頁、原告ら第20準備書面8～14頁、原告ら第21準備書面7～13頁、原告ら第22準備書面4～6頁、原告ら第23準備書面4～6頁、原告ら第24準備書面9～12頁)。

そして、法律上異性同士のカップルと生活実態が変わらないにもかかわらず、法律上同性のカップルが現行法律婚制度から排除されていることで、前述のとおり、性的マイノリティに対するスティグマが助長・固定化されている。

また、前述のとおり、スティグマによって生じる様々な不利益により原告らを含めた性的マイノリティ当事者の人格的生存が脅かされており、「個人の尊厳(憲法13条)」が侵害され、憲法24条1項、同2項、憲法14条に反する状態にある。

法律上異性同士のカップルと生活実態が変わらない以上、法律上同性のカップルも法律上異性同士のカップルと同様に、望む相手と親密な関係を築き、その関係性が社会的に承認されること、すなわち現行の法律婚の享有主体性を法律上異性同士のカップルのみに認めるのではなく、法律上同性同士のカップルにも認めることが、性的マイノリティに対するスティグマの解消のために不可欠となる。

47年法律第百十三号)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」、労働基準法第4条(男女同一賃金の原則)などがある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第9回期日(20230928)提出の書面です。

そして、法律上同性のカップルに婚姻と異なる別制度を適用しようとする事は、性的マイノリティに対するスティグマをかえって助長・強化させるおそれがある。

このことは、原告福田のアメリカでの経験からも明らかである。

(以下、記載省略)

原告福田が述べる過去の黒人分離政策からも明らかなおおりに、同じ社会サービスを提供しても、特定の属性を分離して扱うことは差別である。そして、このような差別的取り扱いは、たとえ同じ社会サービスを提供していても、「異質な存在」「多数派より劣った存在」という特定の属性に対するスティグマを助長・強化させる。

このため、憲法24条1項、同2項、憲法14条に反する状態を是正し、スティグマを解消して性的マイノリティ当事者の人格的生存を保障するためには、別制度ではなく、法律上異性同士のカップルと同様に、その関係性が婚姻により社会的に承認されることが必要となる。

以上